



法人 ながおか

題 字：山本享靖氏
(第66代長岡税務署長)

2024 新年号

vol.154



公益社団法人 長岡法人会

お仲間企業の会員加入のお願い

会員のお仲間で法人会未加入のご企業につきまして1社につき
新規会員1社の加入をお願いいたします。



会費、申込書は長岡法人会
ホームページに掲載



年頭ご挨拶

会長 大井 尚敏

新年あけましておめでとうございます。
皆様方には良き新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年は五月に新型コロナウイルスが五類移行したことに伴い会合での飲食の機会が増えてきました。インバウンド需要とも重なり、飲食関連業界の皆様においてはコロナ不況からの脱却を少しずつでもはかれたのではないかと思います。

日本経済も円安の影響で自動車等の輸出産

業は好調のようですが、それは大企業の話でなかなか中小企業や一般国民にまでは恩恵が回ってこないようです。

今年こそ国民一人一人が恩恵を感じられる年となるように期待したいと思います。

末筆となりましたが、本年も法人会活動に対して一層のご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、会員企業の皆様と関係団体の皆様のご隆盛を心から祈念申し上げまして新年のご挨拶とさせていただきます。

税を考える週間

長岡税務署長納税表彰
(法人会の功績)

公益社団法人長岡法人会
理事 山内 芳次 殿



女性部会 視察研修旅行

10月1日、2日富山・金沢方面に行ってきました。となみ散居村では、整備された水田に一軒一軒が屋敷林(カイニョ)に囲まれ、白壁の蔵・瓦屋根の立派な家々が点在し、ゆったりとした景観を満喫しました。

農家レストランで地産の食材ランチを頂いた後、日本遺産にも認定されている木彫刻のまち井波・瑞泉寺を参拝。お寺、門前の商店街に点在する彫刻群に圧倒されました。

宿泊は、なかなか予約の取れない人気のお宿 犀川温泉『滝亭』。

翌日は金沢西茶屋街散策へ…人気の東茶屋街の賑わいとは違った静かなたたずまいでした。「フェルベール」で卵料理ランチ&卵の講義…「セイアグリー健康卵」の三代目の情熱あふれる講義では、若鶏の産む小

さな卵のほうが大きな卵よりも味も栄養価も上だと知りました。講義に同席していた94歳の一代目が三代目を見守る姿がとても印象的でした。



税と文化講演会

11月27日(月)ホテルニューオータニ長岡で、長岡法人会第39回理事会の後、「税と文化講演会」を開催いたしました。(長岡税務署、関東信越税理士会長岡支部、長岡間税会 共催)参加者150余名を前に、第一部は長岡税務署福田署長、第二部は経済ジャーナリストである須田慎一郎氏から講演をいただきました。

第一部

長岡税務署 福田 栄作 署長 講演 演題 『くらしと税』

福田署長は、前任の関東信越国税局企画課長から7月の異動で着任されました。ご出身は宇都宮市で新潟県内の勤務は初めてとのことであります。

講演会では、「税を考える週間」の成り立ちのご説明の後、日本の税の歴史について飛鳥時代の「租・庸・調」に始まり、平安期、戦国時代(太閤検地)、江戸期の税(年貢等)を経て明治維新後の近代税制の導入と戦後の税制についてわかりやすくお話しいただ

き、参加された方々は熱心に耳を傾けておりました。

日本酒党である福田署長は、長岡税務署管内が16もの酒蔵を擁する国内では京都税務署に次ぐ産地でもあり、長岡署着任に大いに期待をされていたことやお酒にまつわる蘊蓄では皆大いに興味をそそられました。(ラッキーエビス：



数百本に1本しかない鯛が二匹描かれたラベル他)

締めに、国税職員が常に真摯に適正・公正な姿勢を貫いていく気概が、納税者の「正直者には尊敬の的」「悪徳者には畏怖の的」に繋がるとのお話がありました。



開催した諸会議

- | | |
|-----------------|-------------|
| 11月27日 正副会長会議 | 理事会議案 |
| 11月27日 理事会 | 中間事業・事業収支 |
| 11月29日 税制・税務委員会 | 税制改正提言 |
| 12月19日 広報委員会 | 編集会議 |
| 12月21日 女性部会 | 絵はがきコンクール審査 |

出席した諸会議

- | | |
|----------------|-------------|
| 11月1日 新潟県連 | 青年部会連絡協議会 |
| 11月7日 局連 | 女連協(栃木)セミナー |
| 11月10日 全法連 | 全国青年の集い(山形) |
| 11月14日 長岡税務署 | 納税表彰式 |
| 11月14日 長岡管内税団協 | 正副会長会議 |
| 12月1日 局連 | 事務局オンライン会議 |
| 12月19日 新潟県連 | 青年部会連絡協議会 |
| 12月20日 新潟県連 | 事務局長会議 |

第二部

須田 慎一郎 氏 講演
演題 『どうなる日本、日本経済』

～二極化進む日本経済、勝ち組になるためには何が必要か～



①需要不足 失われた〇〇年という表現がある。20年？はたまた30年？そもそも、いつから始まったのか？バブル景気は1991年1月まで。そこから32年も

失われ続けている。では、その原因は何なのか？ (1)画期的なイノベーションが起きていないから？ (2)産業構造の転換が上手く行かなかったから？ (3)大企業の経営者がサラリーマン化し起業家精神が失われたから？ etcとの指摘があるが、私の見立ては需要不足。掃除機メーカーは全て外国製品になったし、スマホの日本メーカーは消滅したし、車に代わる稼ぎ頭は30年経っても現れていないのは事実だが、最大にして根本の原因は需要不足と考えます。需要以上に供給されるので、売れ残る→在庫処分→値下げ→デフレスパイラル→物価下落という悪循環が続いた32年間だった。その額は、GDPの1割、実に50兆円の不足があった。近年の政権は、異次元の金融緩和と財政出動の合わせ技を続け、やっと、需要不足が昨年暮れで10兆円まで辿り着いた。

②強制貯蓄 コロナで経済活動が強制的に抑制された結果、使われずに財布に残ったお金（強制貯蓄）は、3年間で50兆円と試算される。コロナが終わり、この50兆円は使われるのか？使われないのか？これが出てくるだけで、あと10兆円の差まで詰め寄った需要不足が解消される。現状、消費者マインドは極めて旺盛であり、紅葉の旅行金額はコロナ前を超えた。次はクリスマス、そして年末年始へと続く。故に、早ければ年末、遅くとも年明けに需要が上回る景気拡大期へ向かうと私は予想する！更に、そこにインバウンドが加わる。コロ

ナ前のインバウンド消費は8兆円。現在は、それを上回る勢い。大阪の黒門市場ではタラバガニの足が一本3000円で外国人がバカスカ購入している。コストアップによる「悪いインフレ」から、需要が供給を上回る「良いインフレ」へ間違いなく、移っていく。

③二極化 戦後8回あった景気拡大期では国民全員が恩恵を受け、全員の給料が上がった。しかし、今回の拡大期は違う。二極化である。賃金を上げられる企業と、上げられない企業の二極化である。前者の代表例はユニクロであり、後者の代表例は中小企業に多いかと。ユニクロは3期連続史上最高益の勢いで大幅な昇給を行っている。何故、それが出来る？それは大幅な値上げをして、1人当たりの客単価が上がったから。何故、大幅な値上げを顧客は受け入れるのか？それは、同業他社の商品に比べて、明らかに、縫製・デザイン・機能が優れているから。つまり品質で選ばれている。そんな企業のみが賃金を上げられる。

④まとめ 以上が須田さんの講演会の要約です。インフレ社会では、値段以上のクオリティーがある商品やサービスしか、お客様は値上げを受け入れてくれない。値上げができない企業は賃上げができず、労働力不足の悪循環に陥る。失われた30年は終わるかも知れないが、30年後、インフレ廃業・人手不足大淘汰時代の始まりは2023年との講演会を聞く事になるのかも知れません。

鷲尾達雄



令和6年度税制改正に関する提言

令和6年度 税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。 負担を先送りせず現世代で解決を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。 健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。 本格的な事業承継税制の創設を！

令和6年度 税制改正に関する提言（概要）

〈基本的な課題〉

I. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。
- ・岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。
- (1) 法人税率の軽減措置
- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
- (3) 中小企業等の設備投資支援措置

2. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。
- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

- (1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者には混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとと

もに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

《税目別の具体的課題》

法人税関係（法人税関係のみを記載）

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
 - (2) 交際費課税の適用期限延長
 - (3) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長
- (提言本編と解説は法人会ホームページの税制提言をご参照ください)



税制提言活動

長岡法人会では、令和5年11月29日(水)、大矢隆治副会長（税制・税務担当）、安達眞知男税制・税務委員長が長岡市役所を訪問し長岡市長、長岡市議会議長宛に「令和6年度税制改正に関する提言書」を手交のうえ自治体に沿った提言・要望を行い意見交換を行いました。

また地元選出の国会議員（米山、泉田、鷲尾の各議員）に対しては、国会会期中であり、地元秘書を通じて趣旨を説明し提言書は議員会館へ郵送いたしました。

※提言書 全国の法人会から提出された税制改正要望を全国法人会連合が全国大会で取り纏めたもの



長岡市財務部資産税課 猪俣課長



長岡市市議会 加藤議長

確定申告は

マイナンバーカード × e-Tax

でさらに**便利!**

- ✓ スマホやパソコンで
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪

◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…

自動計算で確定申告書を作成!

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了



作成コーナー



注目!

◆ さらに、マイナンバーカードを利用すると…

マイナポータル連携で自動入力



控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。

マイナポータル連携について詳しくはこちら

e-Taxの5つのメリット

令和4年分の確定申告をした方のうち、
3人に2人が
e-Taxで申告しています!

税務署への持参
不要



印刷・郵送代
不要



添付書類
提出不要

※一部の書類は除きます



確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ



謹賀新年

大同生命は、

「経営者保険のパイオニア」として、

これからも、みなさまに大きな安心を

お届けしてまいります。

本年もよろしく願い申し上げます。

DAIDO 大同生命保険株式会社

新潟支社 長岡営業所/新潟県長岡市今朝白1-8-18(長岡DNビル2F)
TEL 0258-32-1951

編集後記

鷲尾 達雄

その素性は闇社会に精通した裏経済ジャーナリストなのか？はたまた、組長たちと兄弟分の盃を交わした「オジキ」なる存在なのか？いずれにしても、メディアで見る須田慎一郎さんのイメージは、保守本流の経済ジャーナリストとは程遠いかと（笑）。彼の講演は3回目なのですが、今回も私には「真っ当なジャーナリスト」である！と感じた90分間でした。

さて講演終了後、もし須田さんが、今、大学4年生なら、どんな業界へ就職しますかと、質問させて頂きました。その質問には隠れた意図が3つありましたが、紙面の関係で、そこは省力。でも須田さんはササガでした。そのうちの2つの意図は読み取って下さった上で、以下の回答でした。「これから成長する産業は何か？」という質問であれば、それを念頭に就活する事は意味を成さない」と。偏差値や大学ヒエラルキーの頂点にいる学生達はS20~30年代は繊維産業、S40~50年代は金融機関に殺到した。しかし、彼らは、その後、どの様な運命に晒されたか？今なら通信・IT・半導体かもしれないが、しかし、10年たったら陳腐化しているかもしれない。繁栄を保証された産業はない。そして彼はこう締めくくりました。自分なら「ずっと続けていきたい仕事を選びます」と。

PS コロナ渦で大学に居場所を見つけれずに単位不足で強制退学が決まった私の長男から、今後の身の振り方の相談がありました。私からは、働かざる者、食うべからず！自らの力で経済的に自立しろ！と回答しました。彼に「ずっと続けていきたい仕事」のイメージが有る様に感じなかったので、須田さんの回答は伝えませんでした。「先行きが明るそう」「給料が高そう」「休みが多そう」という視点では、仕事を選ぶな！とだけ伝えました。令和幕末で落ちこぼれ脱藩者が生き残るか？否か？大学中退は彼にとって失われた30年の始まりとなるのか？はたまた天職へ導くのか？いつか、編集後記で鷲尾流子育ての顛末をご紹介します（笑）

消費税期限内納付

消費税の期限内納付を忘れずに！

推進運動

実施中！



法人会

消費税には申告・納付期限^{※1}があります。

申告・納付にはe-Tax^{※2}が利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^{※3}。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^{※4}に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^{※4}	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^{※4}

^{※1} 法人は課税期間終了の日の翌日から5年以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
^{※2} 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、前年度の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が義務です。
^{※3} 地方自治体税を含まない税額をいいます。
^{※4} 直前の課税期間の確定消費税額が0円以下の場合、確定申告の中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合は、自動的に中間申告・納付することはありません。

法人 ながおか vol.154

公益社団法人 長岡法人会
長岡市表町三丁目1番地8
リナシエビル3 8階
電話 0258-35-0328
FAX 0258-39-7630

発行 広報委員会
委員長 鷲尾 達雄
印刷所 吉原印刷株式会社